

# あなたは、 ハンセン病を 正しく理解して いますか？

**事実を  
知ってください。**  
あらゆる偏見・差別は  
無知・誤解から  
生まれます。

**事実①**  
感染力の極めて弱い  
細菌による  
病気です。

菌の発病力は弱く、隔離は全く必要ありません。1996年、ハンセン病患者・回復者の方々の強制隔離政策を推し進めた「らい予防法」という法律が廃止され、2001年5月11日、国家賠償請求訴訟において、政府は敗訴。政府はこれまでの政策の過ちを認め、ハンセン病患者・回復者の方々の名誉回復のための対策をとりはじめました。国の隔離政策によりハンセン病患者であった方やそのご家族が受けた被害の回復に向けて、2009年4月1日から「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

**事実②**  
ハンセン病は  
治る病気です。

1943年  
ハンセン病の特効薬であるプロミンという薬が開発されました。現在では、プロミンの他に様々な有効な薬を組み合わせて使う「多剤併用療法」によって、早期発見と適切な治療により確実にハンセン病は治ります。今、療養所で生活している方のほとんどは、もうすでに治っており、身体の変形は後遺症にすぎないのです。

#### ●人権擁護委員による人権特設相談

京都府では毎月各庁舎で人権相談を実施しています。(無料・秘密厳守)  
毎日の生活の中で差別や虐待、いじめ、その他、人権上思い悩むことがある場合に、気軽に相談できる場所として、人権擁護委員による特設相談を実施しています。

開設場所	月日
府民総合案内・相談センター(京都市上京区:京都府庁1号館)	5月14日(木)
京都府木津総合庁舎(木津川市木津上戸)	5月21日(木)
京都府亀岡総合庁舎(亀岡市荒塚町)	5月7日(木)
京都府舞鶴総合庁舎(舞鶴市字浜)	5月7日(木)
京都府福知山市総合庁舎(福知山市篠尾新町)	5月12日(火)
京都府峰山総合庁舎(京丹後市峰山町丹波)	5月13日(水)

いずれの会場も開設時間は午後1時～午後4時です。  
※府民総合案内・相談センター会場は予約が必要です。(電話075-414-4235) その他の会場については予約は不要です。  
※京都市市民生活センターでも人権特設相談を実施。  
(5月29日(金)午後1時～午後4時 予約/電話075-661-3755(京都市市政情報総合案内コールセンター))

5月1日～5月7日は憲法週間です。

問い合わせ先

京都府健康福祉部健康対策課 電話 075-414-4723 FAX 075-431-3970  
ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/kentai/>

京都府府民生活部人権啓発推進室 ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/jinken/>